

(新)	(旧)
<p>Club toto 会員規約（以下「本会員規約」といいます。）は、スポーツ振興投票の Club toto 会員制度（以下「会員制度」といいます。）に関し、スポーツくじ約款（以下「約款」といいます。）で定めるものに加えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と本会員規約に基づき Club toto 会員となる方（以下「会員」といいます。）との間の Club toto 会員カード（以下「会員カード」といいます。）の発行、利用、スポーツ振興投票券（以下「スポーツくじチケット」といいます。）の購入、払戻金又は返還金（以下「払戻金等」といいます。）の受取その他の必要な事項を定めるものです。</p>	<p>Club toto 会員規約（以下「本会員規約」といいます。）は、スポーツ振興投票の Club toto 会員制度（以下「会員制度」といいます。）に関し、スポーツくじ約款（以下「約款」といいます。）で定めるものに加えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と本会員規約に基づき Club toto 会員となる方（以下「会員」といいます。）との間の Club toto 会員カード（以下「会員カード」といいます。）の発行、利用、スポーツ振興投票券（以下「スポーツくじチケット」といいます。）の購入、払戻金又は返還金（以下「払戻金等」といいます。）の受取その他の必要な事項を定めるものです。</p>
<p>【会員】 第 1 条 会員とは、約款及び本会員規約を承認の上、本会員規約所定の手続きにより会員としての入会申込みを行い、スポーツ振興投票の実施等に関する法律、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び関係政省令等を遵守することに同意し、センターが入会を認めた方とします。 2 次の方は、会員となることができません。 (1) 満 19 歳未満の方 (2) 約款第 4 条第 2 項から第 4 項に規定するスポーツくじチケットの購入又は譲受け等の禁止対象者 (3) 法人</p>	<p>【会員】 第 1 条 会員とは、約款及び本会員規約を承認の上、本会員規約所定の手続きにより会員としての入会申込みを行い、スポーツ振興投票の実施等に関する法律、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び関係政省令等を遵守することに同意し、センターが入会を認めた方とします。 2 次の方は、会員となることができません。 (1) 満 19 歳未満の方 (2) 約款第 4 条第 2 項から第 4 項に規定するスポーツくじチケットの購入又は譲受け等の禁止対象者 (3) 法人</p>
<p>【会員制度概要】 第 2 条 会員制度は、スポーツくじチケットをくじ売り場、コンビニエンスストア又はスポーツくじオフィシャルサイト（パソコン版及びスマートフォン版があり、以下「オフィシャルサイト」といいます。）で会員として購入（オフィシャルサイトで予約した上で、コンビニエンスストアにおいて決済を行う方法（以下「オフィシャルサイト予約コンビニ決済」といいます。）により購入した場合を含みます。）できる制度です。 2 会員は、センター所定の方法により、センターが別途定める特典サービスの提供を受けることができます。 3 会員制度では、各会員は、決済方法を複数持つことができます。会員がオフィシャルサイトでスポーツくじチケットを購入（オフィシャルサイト予約コンビニ決済を含みます。）した場合は、払戻金が第 5 条に従って指定された会員の口座（以下「指定口座」といいます。）に自動振込みされます。</p>	<p>【会員制度概要】 第 2 条 会員制度は、スポーツくじチケットをくじ売り場、コンビニエンスストア又はスポーツくじオフィシャルサイト（パソコン版及びスマートフォン版があり、以下「オフィシャルサイト」といいます。）で会員として購入（オフィシャルサイトで予約した上で、コンビニエンスストアにおいて決済を行う方法（以下「オフィシャルサイト予約コンビニ決済」といいます。）により購入した場合を含みます。）できる制度です。 2 会員は、センター所定の方法により、センターが別途定める特典サービスの提供を受けることができます。 3 会員制度では、各会員は、決済方法を複数持つことができます。会員がオフィシャルサイトでスポーツくじチケットを購入（オフィシャルサイト予約コンビニ決済を含みます。）した場合は、払戻金が第 5 条に従って指定された会員の口座（以下「指定口座」といいます。）に自動振込みされます。</p>
<p>【会員登録】 第 3 条 会員登録は、以下の手続きにより完了するものとします。 (1) オフィシャルサイトでの登録 オフィシャルサイトにて会員登録の手続きを行い、登録を確認する目的でセンターから送信されたメールに対して所定の操作を行うことにより、会員登録が完了するものとします。なお、手続きの中で入力したメールアドレスが有効でない場合及び通信環境・通信事情・メールソフト等の影響によりセンターからの通知を受信できない状態となっている場合は、センターからのメールが届きませんのでご注意ください。 (2) 郵送での登録 入会希望者が入会申込書をセンターに提出し、会員カードを受領することにより、会員登録が完了するものとします。</p>	<p>【会員登録】 第 3 条 会員登録は、以下の手続きにより完了するものとします。 (1) オフィシャルサイトでの登録 オフィシャルサイトにて会員登録の手続きを行い、登録を確認する目的でセンターから送信されたメールに対して所定の操作を行うことにより、会員登録が完了するものとします。なお、手続きの中で入力したメールアドレスが有効でない場合及び通信環境・通信事情・メールソフト等の影響によりセンターからの通知を受信できない状態となっている場合は、センターからのメールが届きませんのでご注意ください。 (2) 郵送での登録 入会希望者が入会申込書をセンターに提出し、会員カードを受領することにより、会員登録が完了するものとします。</p>
<p>【登録内容の変更等】 第 4 条 会員は、会員情報として登録した内容に変更が生じた場合、速やかに変更手続きを行うこととします。なお、変更手続きを行わない場合は、スポーツくじチケットの購入若しくは払戻金等の受取ができず、又は一部の特典サービスの提供を受けられないことがあります。</p>	<p>【登録内容の変更等】 第 4 条 会員は、会員情報として登録した内容に変更が生じた場合、速やかに変更手続きを行うこととします。なお、変更手続きを行わない場合は、スポーツくじチケットの購入若しくは払戻金等の受取ができず、又は一部の特典サービスの提供を受けられないことがあります。</p>
<p>【指定口座の届出】 第 5 条 会員登録には指定口座の届出が必要となります。指定口座は、決済方法に応じて、クレジットカードでの決済を利用の場合のクレジットカード利用代金の支払い口座、デビットカードでの決済を利用の場合のデビットカード利用代金の支払い口座、ネット銀行での決済を利用の場合のネット銀行口座及びオフィシャルサイト予約コンビニ決済利用の場合の購入者があらかじめ指定した金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）の預金又は貯金口座とします。 2 指定口座は、金融機関の会員本人名義の口座に限られます。会員が改姓又は改名した場合は、センターに届け出た会員の姓名及び指定口座の名義を当該改姓又は改名後の本人名義に変更してください。 3 指定口座に証券口座は登録できません。</p>	<p>【指定口座の届出】 第 5 条 会員登録には指定口座の届出が必要となります。指定口座は、決済方法に応じて、クレジットカードでの決済を利用の場合のクレジットカード利用代金の支払い口座、デビットカードでの決済を利用の場合のデビットカード利用代金の支払い口座、ネット銀行での決済を利用の場合のネット銀行口座及びオフィシャルサイト予約コンビニ決済利用の場合の購入者があらかじめ指定した金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）の預金又は貯金口座とします。 2 指定口座は、金融機関の会員本人名義の口座に限られます。会員が改姓又は改名した場合は、センターに届け出た会員の姓名及び指定口座の名義を当該改姓又は改名後の本人名義に変更してください。 3 指定口座に証券口座は登録できません。</p>
<p>【指定口座の変更】 第 6 条 前条第 2 項の規定に反し会員が本人名義でない金融機関の預金若しくは貯金口座を指定した場合、本人名義でない金融機関の預金若しくは貯金口座に変更した場合、又は届出の内容に不備があった場合、払戻金等を受け取れないことがあります。 2 クレジットカード又はデビットカードでの決済を利用する会員が指定口座を変更する場合には、当該クレジットカード又はデビットカードの発行会社（以下「カード発行会社」といいます。）に速やかに連絡し、届出をしてください。指定口座は、カード発行会社での手続き完了後に自動的に変更されますが、指定口座の変更の完了までに一定の期間を要します。また、ネット銀行を利用する会員又はオフィシャルサイト予約コンビニ決済を利用する会員が指定口座を変更する場合には、センターに速やかに連絡し、届出をしてください。この届出がない場合には、指定口座への振込みの方法により払戻金等を受け取れないことがあります。 3 センターの事由により指定口座への振込みを行うことができない場合、会員情報として登録された住所、電話番号、メールアドレスへ郵便、電話、Eメール等にて、別途通知します。 4 払戻金の払戻開始日又は返還金の返還開始日から 2 週間を経過しても払戻金等が振り込まれない場合は、必ず本会員規約末尾に記載しているセンターお問い合わせ窓口（以下「スポーツくじお客様センター」といいます。）にお問い合わせください。なお、払戻期限又は返還金受取期限までに請求がない場合、時効により払戻金等を受け取ることができなくなります。</p>	<p>【指定口座の変更】 第 6 条 前条第 2 項の規定に反し会員が本人名義でない金融機関の預金若しくは貯金口座を指定した場合、本人名義でない金融機関の預金若しくは貯金口座に変更した場合、又は届出の内容に不備があった場合、払戻金等を受け取れないことがあります。 2 クレジットカード又はデビットカードでの決済を利用する会員が指定口座を変更する場合には、当該クレジットカード又はデビットカードの発行会社（以下「カード発行会社」といいます。）に速やかに連絡し、届出をしてください。指定口座は、カード発行会社での手続き完了後に自動的に変更されますが、指定口座の変更の完了までに一定の期間を要します。また、ネット銀行を利用する会員又はオフィシャルサイト予約コンビニ決済を利用する会員が指定口座を変更する場合には、センターに速やかに連絡し、届出をしてください。この届出がない場合には、指定口座への振込みの方法により払戻金等を受け取れないことがあります。 3 センターの事由により指定口座への振込みを行うことができない場合、会員情報として登録された住所、電話番号、メールアドレスへ郵便、電話、Eメール等にて、別途通知します。 4 払戻金の払戻開始日又は返還金の返還開始日から 2 週間を経過しても払戻金等が振り込まれない場合は、必ず本会員規約末尾に記載しているセンターお問い合わせ窓口（以下「スポーツくじお客様センター」といいます。）にお問い合わせください。なお、払戻期限又は返還金受取期限までに請求がない場合、時効により払戻金等を受け取ることができなくなります。</p>

(新)	(旧)
<p>【会費】 第7条 入会金及び年会費は無料です。</p> <p>【会員ID】 第8条 会員IDは会員1名につき1つ発行されます。 2 会員IDをお忘れの場合は、オフィシャルサイトの会員ログイン画面にて所定の手続きをお取りください。登録いただいているメールアドレスに会員IDを通知します。</p> <p>【会員カード】 第9条 会員カードは、1つの会員IDにつき1枚をセンターが発行し、当該IDの会員に貸与するものです。会員カードの所有権は、センターに帰属します。ただし、オフィシャルサイトから会員登録した場合には、所定の手続きをお取りいただいた会員に対してのみ、会員カードを発行します。 2 会員は、会員カードが貸与されたときは、会員カードの所定の欄に直ちに自署し、善良なる管理者の注意をもって会員カードを管理するものとします。 3 会員カードは、自署した会員のみが使用できるものとし、これを第三者に譲渡若しくは貸与し、又は質入れその他の担保提供を行うことはできません。 4 会員カードの有効期限は、特に設けません。ただし、センターが必要と認められた場合は、会員に予告することなく有効期限を設けることがあります。</p> <p>【会員カードの提示】 第10条 会員が特典サービスの提供を受けるには、スポーツくじチケットの購入時にあらかじめ会員カードの提示が必要となるほか、払戻金の受取時等にも会員カードの提示が必要となる場合があります。 2 会員が会員カードを提示した場合は、約款及び本会員規約に同意したものとみなします。 3 第1項にかかわらず、オフィシャルサイトの利用に際しては、オフィシャルサイトで会員ID又は会員情報に登録されたニックネーム（以下「会員ID等」といいます。）及びパスワードの入力をもって会員カードの提示とみなします。</p> <p>【会員カードの紛失等】 第11条 会員カードの紛失若しくは盗難等の場合、又は汚損、毀損若しくは磨耗等の事由により使用ができなくなった場合は、スポーツくじお客様センターに連絡してください。なお、会員カードの再発行は原則として行いません。この場合に、その後も会員カードを利用することを希望する方は、新規に入会申込みを行う必要があります。新規に入会申込みを行った場合は、特典サービスを引き継ぐことはできません。</p> <p>【パスワード】 第12条 オフィシャルサイトを利用したスポーツくじチケット購入手続きには、会員ID等及びパスワードの入力が必要であり、当該会員ID等及びパスワードが、会員が付与された会員ID又は登録したニックネーム、及び登録したパスワードと一致したことをもって、センターは、当該投票が会員本人によってされたものとみなします。会員ID等及びパスワードは、決して第三者に知れることのないよう、厳重に管理してください。万が一、会員ID等及びパスワードが第三者に利用された場合でも、センターは一切の責任を負いません。 2 パスワードをお忘れの場合は、オフィシャルサイトの会員ログイン画面にて所定の手続きをとり、仮パスワードの発行を受け、会員ページに進み、改めてパスワードを登録してください。</p> <p>【利用できる決済方法】 第13条 会員は別途センターが定める決済方法によりスポーツくじチケットを購入できるものとします。決済方法は、予告なく追加又は変更されることがあります。</p> <p>【決済方法の登録・追加・削除】 第14条 会員は決済方法の登録、追加及び削除を、センター所定の方法で実施することとします。なお、決済方法の登録及び追加に際しては、センター指定のカード発行会社のクレジットカード若しくはデビットカード又はネット銀行若しくは指定金融機関の口座が必要です。なお、クレジットカード又はデビットカードを利用の場合はカード発行会社への届出名義と指定口座の金融機関への届出名義が同一である必要があります。</p> <p>【決済金額の上限】 第15条 1枚のクレジットカード及びデビットカードで購入することができるスポーツくじチケットの上限金額は、センターが別途定めることとします。 2 1回のオフィシャルサイト予約コンビニ決済で購入することができるスポーツくじチケットの上限金額は、センターが別途定めることとします。</p> <p>【債権譲渡及び立替払いの承諾】 第16条 会員は、センター又はセンターの提携会社とカード発行会社間の加盟店契約が債権譲渡方式の場合、当該カード発行会社のクレジットカードでスポーツくじチケットを購入することにより生じた会員に対するセンターの債権をセンターが当該カード発行会社に譲渡することについて、本会員規約の承認をもって、承諾するものとします。 2 会員は、前項に基づきカード発行会社に譲渡された債権について、クレジットカード利用代金の支払方法と同様の方法で支払うものとします。 3 会員は、センター又はセンターの提携会社とカード発行会社間の加盟店契約が立替払い方式の場合、当該カード発行会社のクレジットカード又はデビットカードでスポーツくじチケットを購入することにより生じた会員に対するセンターの債権について、当該カード発行会社が会員に代わってセンターに対して立替払いすることを、本会員規約の承認をもって、承諾するものとします。 4 会員は、前項に基づきカード発行会社が立替払いすることによって生じた、会員に対するカード発行会社の債権について、カード発行会社の会員規約等に定めるクレジットカード又はデビットカード利用代金の支払方法にしたがってカード発行会社に対して支払うものとします。</p>	<p>【会費】 第7条 入会金及び年会費は無料です。</p> <p>【会員ID】 第8条 会員IDは会員1名につき1つ発行されます。 2 会員IDをお忘れの場合は、オフィシャルサイトの会員ログイン画面にて所定の手続きをお取りください。登録いただいているメールアドレスに会員IDを通知します。</p> <p>【会員カード】 第9条 会員カードは、1つの会員IDにつき1枚をセンターが発行し、当該IDの会員に貸与するものです。会員カードの所有権は、センターに帰属します。ただし、オフィシャルサイトから会員登録した場合には、所定の手続きをお取りいただいた会員に対してのみ、会員カードを発行します。 2 会員は、会員カードが貸与されたときは、会員カードの所定の欄に直ちに自署し、善良なる管理者の注意をもって会員カードを管理するものとします。 3 会員カードは、自署した会員のみが使用できるものとし、これを第三者に譲渡若しくは貸与し、又は質入れその他の担保提供を行うことはできません。 4 会員カードの有効期限は、特に設けません。ただし、センターが必要と認められた場合は、会員に予告することなく有効期限を設けることがあります。</p> <p>【会員カードの提示】 第10条 会員が特典サービスの提供を受けるには、スポーツくじチケットの購入時にあらかじめ会員カードの提示が必要となるほか、払戻金の受取時等にも会員カードの提示が必要となる場合があります。 2 会員が会員カードを提示した場合は、約款及び本会員規約に同意したものとみなします。 3 第1項にかかわらず、オフィシャルサイトの利用に際しては、オフィシャルサイトで会員ID又は会員情報に登録されたニックネーム（以下「会員ID等」といいます。）及びパスワードの入力をもって会員カードの提示とみなします。</p> <p>【会員カードの紛失等】 第11条 会員カードの紛失若しくは盗難等の場合、又は汚損、毀損若しくは磨耗等の事由により使用ができなくなった場合は、スポーツくじお客様センターに連絡してください。なお、会員カードの再発行は原則として行いません。この場合に、その後も会員カードを利用することを希望する方は、新規に入会申込みを行う必要があります。新規に入会申込みを行った場合は、特典サービスを引き継ぐことはできません。</p> <p>【パスワード】 第12条 オフィシャルサイトを利用したスポーツくじチケット購入手続きには、会員ID等及びパスワードの入力が必要であり、当該会員ID等及びパスワードが、会員が付与された会員ID又は登録したニックネーム、及び登録したパスワードと一致したことをもって、センターは、当該投票が会員本人によってされたものとみなします。会員ID等及びパスワードは、決して第三者に知れることのないよう、厳重に管理してください。万が一、会員ID等及びパスワードが第三者に利用された場合でも、センターは一切の責任を負いません。 2 パスワードをお忘れの場合は、オフィシャルサイトの会員ログイン画面にて所定の手続きをとり、仮パスワードの発行を受け、会員ページに進み、改めてパスワードを登録してください。</p> <p>【利用できる決済方法】 第13条 会員は別途センターが定める決済方法によりスポーツくじチケットを購入できるものとします。決済方法は、予告なく追加又は変更されることがあります。</p> <p>【決済方法の登録・追加・削除】 第14条 会員は決済方法の登録、追加及び削除を、センター所定の方法で実施することとします。なお、決済方法の登録及び追加に際しては、センター指定のカード発行会社のクレジットカード若しくはデビットカード又はネット銀行若しくは指定金融機関の口座が必要です。なお、クレジットカード又はデビットカードを利用の場合はカード発行会社への届出名義と指定口座の金融機関への届出名義が同一である必要があります。</p> <p>【決済金額の上限】 第15条 1枚のクレジットカード及びデビットカードで購入することができるスポーツくじチケットの上限金額は、センターが別途定めることとします。 2 1回のオフィシャルサイト予約コンビニ決済で購入することができるスポーツくじチケットの上限金額は、センターが別途定めることとします。</p> <p>【債権譲渡及び立替払いの承諾】 第16条 会員は、センター又はセンターの提携会社とカード発行会社間の加盟店契約が債権譲渡方式の場合、当該カード発行会社のクレジットカードでスポーツくじチケットを購入することにより生じた会員に対するセンターの債権をセンターが当該カード発行会社に譲渡することについて、本会員規約の承認をもって、承諾するものとします。 2 会員は、前項に基づきカード発行会社に譲渡された債権について、クレジットカード利用代金の支払方法と同様の方法で支払うものとします。 3 会員は、センター又はセンターの提携会社とカード発行会社間の加盟店契約が立替払い方式の場合、当該カード発行会社のクレジットカード又はデビットカードでスポーツくじチケットを購入することにより生じた会員に対するセンターの債権について、当該カード発行会社が会員に代わってセンターに対して立替払いすることを、本会員規約の承認をもって、承諾するものとします。 4 会員は、前項に基づきカード発行会社が立替払いすることによって生じた、会員に対するカード発行会社の債権について、カード発行会社の会員規約等に定めるクレジットカード又はデビットカード利用代金の支払方法にしたがってカード発行会社に対して支払うものとします。</p>

(新)	(旧)
<p>【スポーツくじチケットの所有権】 第17条 会員がスポーツくじチケットを現金で購入(オフィシャルサイト予約コンビニ決済を除きます。)する場合、「本券」の表示があるスポーツくじチケット(以下「スポーツくじチケット本券」といいます。)が発券され、当該スポーツくじチケットの所有権は、購入完了と同時にセンターから会員に移転するものとします。 2 会員が前項に定める方法以外の方法によってスポーツくじチケットを購入する場合、スポーツくじチケット本券は、電磁的記録の作成をもって、その作成に代えることとし、当該電磁的記録は、センターが管理します。</p> <p>【会員情報の取扱い及び開示・訂正・削除】 第18条 会員及び会員としての入会申込みを行った者(以下併せて「会員等」といいます。)は、センターが会員等の個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいいます。以下同じ。)につき、必要な保護措置を行った上で、スポーツくじチケットの販売、払戻等に利用するほか、以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。 (1) スポーツくじチケットの販売促進、センターの特典サービスの提供及び新商品の開発、改良その他サービスの向上に関する活動並びにそれらを目的とする各種案内及びアンケートの実施(以下「マーケティング活動」といいます。)のために、以下の個人情報の提供を受け、これを利用すること。 ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、性別及び会員等が入会申込時において又は第4条及び本条に基づいて届け出た事項 ② メールアドレス ③ 会員カードの利用内容(第20条において共有する情報) ④ その他センターが会員制度及びスポーツくじチケットに関する取引に関連して取得した会員等の個人情報 (2) センターのマーケティング活動に関する各種案内及びアンケート等(以下「営業案内」といいます。)に個人情報を利用すること。ただし、会員等が営業案内について中止を申し出た場合、センターは、業務運営上支障がない範囲で、当該会員等に対する営業案内を中止するものとします。 (3) センターの業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。 2 クレジットカード又はデビットカードによる決済の場合、センターが会員等から収集した以下の個人情報等は、カード発行会社が行う不正利用検知・防止のために、会員等が利用されているカード発行会社へ提供させていただきます。会員等が利用されているカード発行会社が外国にある場合、これらの情報は当該発行会社が所属する国に移転される場合があります。 氏名、電話番号、メールアドレス、インターネット利用環境に関する情報 等 3 会員等は、センターに対して自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます(開示請求の窓口は、スポーツくじお客様センターとします。)。万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、センターは、業務運営上支障がない範囲で速やかに訂正又は削除に応じるものとします。 4 センターは会員から退会の通知を受けた場合、払戻金等の口座振込未完了がないことを確認後、速やかに会員の個人情報を削除するものとします。 5 センター及び業務委託先は、本条第1項第1号から第3号により知り得た会員等の個人情報の保護に十分注意を払うものとします。</p> <p>【届出事項の共有】 第19条 会員等は、会員等がセンター及びカード発行会社、ネット銀行又は指定金融機関に対して届け出た氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、指定口座等の必要な情報を、センター及びカード発行会社、ネット銀行又は指定金融機関が共有することにあらかじめ同意するものとします。</p> <p>【利用内容の共有】 第20条 会員は、センターがマーケティング活動及び営業案内に利用する場合で、かつセンター又はカード発行会社若しくはネット銀行が必要と認めた場合において、会員のスポーツくじチケットの購入、払戻等の履歴を、センター及びカード発行会社又はネット銀行が共有することにあらかじめ同意するものとします。</p> <p>【特典サービスの利用】 第21条 会員は、センター所定の方法により特典サービスの提供を受けることができます。ただし、会員カードの提示がない場合は、会員であっても特典サービスの提供を受けられないことがあります。</p> <p>【特典サービスの変更等】 第22条 センターが必要と認めるときは、会員に予告することなく、センターが提供する特典サービスを変更、中止又は終了することがあります。</p> <p>【Club toto ポイントの付与】 第23条 センターは、会員がスポーツくじチケットを購入したとき、又はセンターが定める特典サービスを受けたとき、その他センターが必要と認めた場合に、Club toto ポイント(以下「ポイント」といいます。)を付与します。 2 スポーツくじチケットの購入により付与されるポイントは、100円につき1ポイントとします。ただし、センターが必要と認めた場合は、この限りではありません。 3 くじ売り場又はコンビニエンスストアでスポーツくじチケットを購入した時に会員カードの提示がない場合には、ポイントは付与されません。</p> <p>【ポイントの利用】 第24条 会員は、センターがあらかじめ定めた条件及び方法に従い、特典サービスを利用するためにポイントを使用することができます。 2 一度使用されたポイントは、理由の如何を問わず返還することはできません。 3 センターは、会員が保有するポイントを使用することができる特典サービスを随時設定し、これをオフィシャルサイトへの掲示その他センター所定の方法により告知します。</p>	<p>【スポーツくじチケットの所有権】 第17条 会員がスポーツくじチケットを現金で購入(オフィシャルサイト予約コンビニ決済を除きます。)する場合、「本券」の表示があるスポーツくじチケット(以下「スポーツくじチケット本券」といいます。)が発券され、当該スポーツくじチケットの所有権は、購入完了と同時にセンターから会員に移転するものとします。 2 会員が前項に定める方法以外の方法によってスポーツくじチケットを購入する場合、スポーツくじチケット本券は、電磁的記録の作成をもって、その作成に代えることとし、当該電磁的記録は、センターが管理します。</p> <p>【会員情報の取扱い及び開示・訂正・削除】 第18条 会員及び会員としての入会申込みを行った者(以下併せて「会員等」といいます。)は、センターが会員等の個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいいます。以下同じ。)につき、必要な保護措置を行った上で、スポーツくじチケットの販売、払戻等に利用するほか、以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。 (1) スポーツくじチケットの販売促進、センターの特典サービスの提供及び新商品の開発、改良その他サービスの向上に関する活動並びにそれらを目的とする各種案内及びアンケートの実施(以下「マーケティング活動」といいます。)のために、以下の個人情報の提供を受け、これを利用すること。 ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、性別及び会員等が入会申込時において又は第4条及び本条に基づいて届け出た事項 ② メールアドレス ③ 会員カードの利用内容(第20条において共有する情報) ④ その他センターが会員制度及びスポーツくじチケットに関する取引に関連して取得した会員等の個人情報 (2) センターのマーケティング活動に関する各種案内及びアンケート等(以下「営業案内」といいます。)に個人情報を利用すること。ただし、会員等が営業案内について中止を申し出た場合、センターは、業務運営上支障がない範囲で、当該会員等に対する営業案内を中止するものとします。 (3) センターの業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。 2 クレジットカード又はデビットカードによる決済の場合、センターが会員等から収集した以下の個人情報等は、カード発行会社が行う不正利用検知・防止のために、会員等が利用されているカード発行会社へ提供させていただきます。会員等が利用されているカード発行会社が外国にある場合、これらの情報は当該発行会社が所属する国に移転される場合があります。 氏名、電話番号、メールアドレス、インターネット利用環境に関する情報 等 3 会員等は、センターに対して自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます(開示請求の窓口は、スポーツくじお客様センターとします。)。万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、センターは、業務運営上支障がない範囲で速やかに訂正又は削除に応じるものとします。 4 センターは会員から退会の通知を受けた場合、払戻金等の口座振込未完了がないことを確認後、速やかに会員の個人情報を削除するものとします。 5 センター及び業務委託先は、本条第1項第1号から第3号により知り得た会員等の個人情報の保護に十分注意を払うものとします。</p> <p>【届出事項の共有】 第19条 会員等は、会員等がセンター及びカード発行会社、ネット銀行又は指定金融機関に対して届け出た氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、指定口座等の必要な情報を、センター及びカード発行会社、ネット銀行又は指定金融機関が共有することにあらかじめ同意するものとします。</p> <p>【利用内容の共有】 第20条 会員は、センターがマーケティング活動及び営業案内に利用する場合で、かつセンター又はカード発行会社若しくはネット銀行が必要と認めた場合において、会員のスポーツくじチケットの購入、払戻等の履歴を、センター及びカード発行会社又はネット銀行が共有することにあらかじめ同意するものとします。</p> <p>【特典サービスの利用】 第21条 会員は、センター所定の方法により特典サービスの提供を受けることができます。ただし、会員カードの提示がない場合は、会員であっても特典サービスの提供を受けられないことがあります。</p> <p>【特典サービスの変更等】 第22条 センターが必要と認めるときは、会員に予告することなく、センターが提供する特典サービスを変更、中止又は終了することがあります。</p> <p>【Club toto ポイントの付与】 第23条 センターは、会員がスポーツくじチケットを購入したとき、又はセンターが定める特典サービスを受けたとき、その他センターが必要と認めた場合に、Club toto ポイント(以下「ポイント」といいます。)を付与します。 2 スポーツくじチケットの購入により付与されるポイントは、100円につき1ポイントとします。ただし、センターが必要と認めた場合は、この限りではありません。 3 くじ売り場又はコンビニエンスストアでスポーツくじチケットを購入した時に会員カードの提示がない場合には、ポイントは付与されません。</p> <p>【ポイントの利用】 第24条 会員は、センターがあらかじめ定めた条件及び方法に従い、特典サービスを利用するためにポイントを使用することができます。 2 一度使用されたポイントは、理由の如何を問わず返還することはできません。 3 センターは、会員が保有するポイントを使用することができる特典サービスを随時設定し、これをオフィシャルサイトへの掲示その他センター所定の方法により告知します。</p>

(新)	(旧)
<p>【ポイントの取消】 第 25 条 センターは、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員に事前に通知することなく、会員が保有するポイントの一部又は全部を取り消すことができます。 (1) スポーツくじチケットの購入又は取扱いに関して違法又は不正行為があった場合 (2) 本会員規約その他センターが定める規約に違反があった場合 (3) その他ポイントを取り消すことが適当であるとセンターが判断した場合</p> <p>【ポイントの有効期限】 第 26 条 各ポイントの有効期限は、当該ポイントが付与された年を 1 年目として、3 年目の 12 月 31 日までとします。 2 センターは、前項により失効したポイントについて、会員に対して何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。</p> <p>【ポイントの確認方法】 第 27 条 会員が保有しているポイントの数及びポイントの有効期限は、オフィシャルサイトの会員ページ、くじ売り場でスポーツくじチケットを購入した際に発行されるレシート、その他センター所定の方法により確認することができます。 2 会員は、ポイントの数に疑義のある場合には、速やかにスポーツくじお客様センターに通知するものとします。</p> <p>【会員ランクの概要】 第 28 条 会員ランクは、スポーツくじチケットの <u>購入金額</u> に応じて設定されます。会員は、会員ランクに応じた特典サービスを受けることができます。 2 センターは、会員ランクに応じた特典サービスを随時設定し、これをオフィシャルサイトへの掲示その他センター所定の方法により告知します。</p> <p>【会員ランクの種類・条件】 第 29 条 会員ランクの種類は、順にレギュラー会員、シルバー会員、ゴールド会員、プラチナ会員の 4 種類とし、プラチナ会員を最上位の会員ランクとします。会員は、会員登録時にレギュラー会員に設定され、本条第 2 項及び第 3 項の定めに従い、以下に定めるスポーツくじチケットの <u>購入金額</u> に応じて会員ランクが変更されるものとします。 プラチナ会員 <u>25 万円以上</u> ゴールド会員 <u>15 万円以上</u> シルバー会員 <u>3 万円以上</u> レギュラー会員 上記会員ランクのいずれの条件も満たさない場合 2 会員ランクは、毎年 1 月 1 日に、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間における、第 1 項に定めるスポーツくじチケットの <u>購入金額</u> に応じて再設定されるものとします。 3 前項の定めにかかわらず、自己の会員ランクよりも上位の会員ランクのいずれかの条件を満たした場合には、直ちに当該上位の会員ランクにランクアップするものとします。 4 センターが必要と認めるときは、会員に予告することなく、会員ランクの種類又は条件を変更することがあります。</p> <p>【会員ランクの確認方法】 第 30 条 会員ランクは、オフィシャルサイトの会員ページ、くじ売り場でスポーツくじチケットを購入した際に発行されるレシート、その他センター所定の方法により確認することができます。 2 会員は、会員ランクに疑義のある場合には、速やかにスポーツくじお客様センターに通知するものとします。</p> <p>【退会】 第 31 条 会員は、センター所定の方法で退会手続きを行うことにより、いつでも退会することができます。 2 会員は、退会手続き完了時に、会員ランク、保有するポイント、利用していた特典サービス及び受け取っていない特典サービスに係る一切の権利を失うものとします。また、退会後のお問い合わせには一切応じられません。</p> <p>【会員の資格の喪失・剥奪】 第 32 条 会員は、会員制度が廃止された場合、又は会員本人が死亡した場合には、直ちに会員の資格を喪失するものとします。また、センターは、会員の資格が喪失した後のお問い合わせには一切応じられません。 2 入会時の虚偽の申告、会員カードの貸与又は会員カードの不正利用などの行為が認められた場合、その他センターが会員として不適切と認めた場合には、センターは会員の資格を剥奪することがあります。また、センターは資格をなく奪された方の再入会を拒否するものとします。</p> <p>【本会員規約の変更】 第 33 条 本会員規約の規定は、会員に予告することなく変更されることがあります。</p> <p>【管轄裁判所】 第 34 条 本会員規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。 <センターお問い合わせ窓口> センターに対する個人情報の開示、訂正、削除等に関するお問い合わせについては、下記にご連絡ください。</p> <p>〔スポーツくじお客様センター〕 0120-9292-86</p> <p>制定 平成 18 年 1 月</p>	<p>【ポイントの取消】 第 25 条 センターは、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員に事前に通知することなく、会員が保有するポイントの一部又は全部を取り消すことができます。 (1) スポーツくじチケットの購入又は取扱いに関して違法又は不正行為があった場合 (2) 本会員規約その他センターが定める規約に違反があった場合 (3) その他ポイントを取り消すことが適当であるとセンターが判断した場合</p> <p>【ポイントの有効期限】 第 26 条 各ポイントの有効期限は、当該ポイントが付与された年を 1 年目として、3 年目の 12 月 31 日までとします。 2 センターは、前項により失効したポイントについて、会員に対して何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。</p> <p>【ポイントの確認方法】 第 27 条 会員が保有しているポイントの数及びポイントの有効期限は、オフィシャルサイトの会員ページ、くじ売り場でスポーツくじチケットを購入した際に発行されるレシート、その他センター所定の方法により確認することができます。 2 会員は、ポイントの数に疑義のある場合には、速やかにスポーツくじお客様センターに通知するものとします。</p> <p>【会員ランクの概要】 第 28 条 会員ランクは、スポーツくじチケットの <u>購入開催回数</u>、購入金額に応じて設定されます。会員は、会員ランクに応じた特典サービスを受けることができます。 2 センターは、会員ランクに応じた特典サービスを随時設定し、これをオフィシャルサイトへの掲示その他センター所定の方法により告知します。</p> <p>【会員ランクの種類・条件】 第 29 条 会員ランクの種類は、順にレギュラー会員、シルバー会員、ゴールド会員、プラチナ会員の 4 種類とし、プラチナ会員を最上位の会員ランクとします。会員は、会員登録時にレギュラー会員に設定され、本条第 2 項及び第 3 項の定めに従い、以下に定めるスポーツくじチケットの <u>購入開催回数</u>、購入金額に応じて会員ランクが変更されるものとします。 プラチナ会員 <u>35 開催回以上かつ 25 万円以上、又は 50 万円以上</u> ゴールド会員 <u>15 開催回以上かつ 15 万円以上、又は 30 万円以上</u> シルバー会員 <u>7 開催回以上かつ 3 万円以上</u> レギュラー会員 上記会員ランクのいずれの条件も満たさない場合 2 会員ランクは、毎年 1 月 1 日に、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間における、第 1 項に定めるスポーツくじチケットの <u>購入開催回数</u>、購入金額に応じて再設定されるものとします。 3 前項の定めにかかわらず、自己の会員ランクよりも上位の会員ランクのいずれかの条件を満たした場合には、直ちに当該上位の会員ランクにランクアップするものとします。 4 センターが必要と認めるときは、会員に予告することなく、会員ランクの種類又は条件を変更することがあります。</p> <p>【会員ランクの確認方法】 第 30 条 会員ランクは、オフィシャルサイトの会員ページ、くじ売り場でスポーツくじチケットを購入した際に発行されるレシート、その他センター所定の方法により確認することができます。 2 会員は、会員ランクに疑義のある場合には、速やかにスポーツくじお客様センターに通知するものとします。</p> <p>【退会】 第 31 条 会員は、センター所定の方法で退会手続きを行うことにより、いつでも退会することができます。 2 会員は、退会手続き完了時に、会員ランク、保有するポイント、利用していた特典サービス及び受け取っていない特典サービスに係る一切の権利を失うものとします。また、退会後のお問い合わせには一切応じられません。</p> <p>【会員の資格の喪失・剥奪】 第 32 条 会員は、会員制度が廃止された場合、又は会員本人が死亡した場合には、直ちに会員の資格を喪失するものとします。また、センターは、会員の資格が喪失した後のお問い合わせには一切応じられません。 2 入会時の虚偽の申告、会員カードの貸与又は会員カードの不正利用などの行為が認められた場合、その他センターが会員として不適切と認めた場合には、センターは会員の資格を剥奪することがあります。また、センターは資格をなく奪された方の再入会を拒否するものとします。</p> <p>【本会員規約の変更】 第 33 条 本会員規約の規定は、会員に予告することなく変更されることがあります。</p> <p>【管轄裁判所】 第 34 条 本会員規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。 <センターお問い合わせ窓口> センターに対する個人情報の開示、訂正、削除等に関するお問い合わせについては、下記にご連絡ください。</p> <p>〔スポーツくじお客様センター〕 0120-9292-86</p> <p>制定 平成 18 年 1 月</p>

(新)	(旧)
最終改定 令和 <u>5</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日 独立行政法人日本スポーツ振興センター	最終改定 令和 <u>4</u> 年 <u>9</u> 月 <u>15</u> 日 独立行政法人日本スポーツ振興センター

(新)	(旧)
<p>らくらく購入利用規約（以下「本規約」といいます。）は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）が提供するスポーツ振興投票券（以下「スポーツくじチケット」といいます。）の購入予約サービス（以下「らくらく購入」といいます。）に関する事項を定めるものです。</p>	<p>らくらく購入利用規約（以下「本規約」といいます。）は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）が提供するスポーツ振興投票券（以下「スポーツくじチケット」といいます。）の購入予約サービス（以下「らくらく購入」といいます。）に関する事項を定めるものです。</p>
<p>【約款等の準用】 第1条 らくらく購入の利用にあたり本規約に定めのない事項については、スポーツくじ約款及びClub toto 会員規約（以下「スポーツくじ約款等」といいます。）の定めに従うものとします。 お客様は、本規約及びスポーツくじ約款等を確認し、これらに同意の上、らくらく購入を利用するものとします。なお、お客様がらくらく購入を利用した場合、お客様は、利用登録の完了時点における本規約及びスポーツくじ約款等に同意したものとみなします。</p>	<p>【約款等の準用】 第1条 らくらく購入の利用にあたり本規約に定めのない事項については、スポーツくじ約款及びClub toto 会員規約（以下「スポーツくじ約款等」といいます。）の定めに従うものとします。 お客様は、本規約及びスポーツくじ約款等を確認し、これらに同意の上、らくらく購入を利用するものとします。なお、お客様がらくらく購入を利用した場合、お客様は、利用登録の完了時点における本規約及びスポーツくじ約款等に同意したものとみなします。</p>
<p>【定義】 第2条 本規約で使用する用語の定義は、本規約で別途定義されるものを除いて、スポーツくじ約款等で定めるものと同一とします。 らくらく購入とは、Club toto 会員が所定の期日までにスポーツくじオフィシャルサイト（以下「当サイト」といいます。）を通じてセンターが指定するスポーツくじチケット（toto、mini toto、totoGOAL3、BIG、MEGA BIG、100円BIG、BIG1000、mini BIG）の購入予約の申込みを行い、センターが当該購入予約の内容に従ってスポーツくじチケットの購入手続きを行うことを内容とする Club toto 会員向けのサービスをいいます。</p>	<p>【定義】 第2条 本規約で使用する用語の定義は、本規約で別途定義されるものを除いて、スポーツくじ約款等で定めるものと同一とします。 らくらく購入とは、Club toto 会員が所定の期日までにスポーツくじオフィシャルサイト（以下「当サイト」といいます。）を通じてセンターが指定するスポーツくじチケット（toto、mini toto、totoGOAL3、BIG、MEGA BIG、100円BIG、BIG1000、mini BIG）の購入予約の申込みを行い、センターが当該購入予約の内容に従ってスポーツくじチケットの購入手続きを行うことを内容とする Club toto 会員向けのサービスをいいます。</p>
<p>【利用登録】 第3条 1 お客様は、らくらく購入の利用を希望する場合、センターに対し、センター所定の方法により利用登録の申込みを行うものとします。 2 センターは、利用登録の申込みの際にお客様が入力した <u>Club toto 会員 ID 又はニックネーム</u>（以下「<u>会員 ID 等</u>」）とパスワードが一致したことをもって、当該らくらく購入の利用登録の申込みがお客様本人によってなされたものとみなします。 3 センターは、利用登録の申込みがセンター所定の条件を満たす場合、当該申込みを承諾するものとし、かかる承諾をもって、お客様によるらくらく購入の利用登録が完了するものとします。</p>	<p>【利用登録】 第3条 1 お客様は、らくらく購入の利用を希望する場合、センターに対し、センター所定の方法により利用登録の申込みを行うものとします。 2 センターは、利用登録の申込みの際にお客様が入力した <u>Club toto 会員 ID 又はニックネーム</u> とパスワードが一致したことをもって、当該らくらく購入の利用登録の申込みがお客様本人によってなされたものとみなします。 3 センターは、利用登録の申込みがセンター所定の条件を満たす場合、当該申込みを承諾するものとし、かかる承諾をもって、お客様によるらくらく購入の利用登録が完了するものとします。</p>
<p>【らくらく購入提供機能】 第4条 1 お客様は、センターにより公示（公示が変更された場合を含む。以下同じ。）されたスポーツくじ販売開催回について、スポーツくじチケットのくじ種毎に別途定められた範囲において購入予約口数及び決済手段を指定し、センターに対しらくらく購入によるスポーツくじチケットの購入申込みを行います。 2 センターは、らくらく購入によるスポーツくじチケットの購入申込みがセンター所定の条件を満たすことを確認した場合、当該申込みを受け付けるものとします。</p>	<p>【らくらく購入提供機能】 第4条 1 お客様は、センターにより公示（公示が変更された場合を含む。以下同じ。）されたスポーツくじ販売開催回について、スポーツくじチケットのくじ種毎に別途定められた範囲において購入予約口数及び決済手段を指定し、センターに対しらくらく購入によるスポーツくじチケットの購入申込みを行います。 2 センターは、らくらく購入によるスポーツくじチケットの購入申込みがセンター所定の条件を満たすことを確認した場合、当該申込みを受け付けるものとします。</p>
<p>【「継続」オプション】 第5条 1 「継続」オプションとは、らくらく購入について、お客様があらかじめ登録した購入予約内容に基づき、「継続」オプションの <u>申込み時</u> から <u>申込み</u> の年の翌年12月31日までの期間（以下「継続期間」といいます。）の全てのスポーツくじ販売開催回において、お客様の個別の操作によらず、スポーツくじチケットの購入を自動的に予約する機能をいいます。 2 お客様は、当サイトを通じて、いつでも「継続」オプションの利用開始の申込みを行うことができます。 3 センターは、利用開始の申込みの際にお客様が入力した <u>会員 ID 等</u> とパスワードが一致したことをもって、当該利用開始の申込みがお客様本人によってなされたものとみなします。 4 らくらく購入の「継続」オプションは、お客様により「継続」オプション終了の手続きがなされない限り、継続期間満了まで継続し、継続期間満了時に終了するものとします。ただし、センターは、センターが別途指定する時に、お客様に対し、センター所定の方法により、「継続」オプションを継続する意思（以下「継続意思」といいます。）の有無を確認するものとし、お客様が継続意思を有するものと認められた場合には、現継続期間満了時の属する年の翌々年の12月31日まで継続期間が延長されるものとし、その後も同様とします。</p>	<p>【「継続」オプション】 第5条 1 「継続」オプションとは、らくらく購入について、お客様があらかじめ登録した購入予約内容に基づき、「継続」オプションの <u>お申込み時</u> から <u>お申込み</u> の年の翌年12月31日までの期間（以下「継続期間」といいます。）の全てのスポーツくじ販売開催回において、お客様の個別の操作によらず、スポーツくじチケットの購入を自動的に予約する機能をいいます。 2 お客様は、当サイトを通じて、いつでも「継続」オプションの利用開始の申込みを行うことができます。 3 センターは、利用開始の申込みの際にお客様が入力した <u>Club toto 会員 ID 又はニックネーム</u> とパスワードが一致したことをもって、当該利用開始の申込みがお客様本人によってなされたものとみなします。 4 らくらく購入の「継続」オプションは、お客様により「継続」オプション終了の手続きがなされない限り、継続期間満了まで継続し、継続期間満了時に終了するものとします。ただし、センターは、センターが別途指定する時に、お客様に対し、センター所定の方法により、「継続」オプションを継続する意思（以下「継続意思」といいます。）の有無を確認するものとし、お客様が継続意思を有するものと認められた場合には、現継続期間満了時の属する年の翌々年の12月31日まで継続期間が延長されるものとし、その後も同様とします。</p>
<p>【「毎月特定の日に追加購入」オプション】 第6条 1 「毎月特定の日に追加購入」オプションとは、お客様があらかじめ登録した申込み内容に基づき、毎月特定の日に、お客様の個別の操作によらず、自動的にスポーツくじチケットの購入を予約する機能をいいます。 2 お客様が登録された日がある月に無い場合は、月末に購入処理を行います。 3 お客様は、当サイトを通じて、いつでもらくらく購入の「毎月特定の日に追加購入」オプション利用開始の申込みを行うことができます。 4 らくらく購入の「毎月特定の日に追加購入」オプションを利用して購入することができるスポーツくじの口数は、らくらく購入の申込み時に指定された口数となります。 5 センターは、お客様が入力した <u>会員 ID 等</u> とパスワードが一致したことをもって、らくらく購入の「毎月特定の日に追加購入」オプション利用開始の申込みがお客様本人によってなされたものとみなします。</p>	<p>【「毎月特定の日に追加購入」オプション】 第6条 1 「毎月特定の日に追加購入」オプションとは、お客様があらかじめ登録した申込み内容に基づき、毎月特定の日に、お客様の個別の操作によらず、自動的にスポーツくじチケットの購入を予約する機能をいいます。 2 お客様が登録された日がある月に無い場合は、月末に購入処理を行います。 3 お客様は、当サイトを通じて、いつでもらくらく購入の「毎月特定の日に追加購入」オプション利用開始の申込みを行うことができます。 4 らくらく購入の「毎月特定の日に追加購入」オプションを利用して購入することができるスポーツくじの口数は、らくらく購入の申込み時に指定された口数となります。 5 センターは、お客様が入力した <u>Club toto 会員 ID 又はニックネーム</u> とパスワードが一致したことをもって、らくらく購入の「毎月特定の日に追加購入」オプション利用開始の申込みがお客様本人によってなされたものとみなします。</p>
<p>【購入処理】 第7条 1 らくらく購入の購入処理は、当該らくらく購入の対象となったスポーツくじにかかる、別途センターが指定する時間内で、センターが任意に決定した時に</p>	<p>【購入処理】 第7条 1 らくらく購入の購入処理は、当該らくらく購入の対象となったスポーツくじにかかる、別途センターが指定する時間内で、センターが任意に決定した時に</p>

(新)	(旧)
<p>行います。</p> <p>2 センターは、らくらく購入の購入処理時において、何らかの理由でお客様の指定決済手段による決済処理を行うことができなかった場合 又はらくらく購入サービスの運営上購入処理の中止が必要とセンターが判断した場合、らくらく購入による購入に係る当該くじ販売開催回に関する 全部又は一部のスポーツくじチケットの購入手続きを行わないものとします。 センターは、本項に定める取扱いによりお客様に生じた損害について、何ら責任を負いません。</p> <p>3 お客様は、第1項の定めに基づく購入の結果 並びに第2項に定める取扱い 及びセンターの免責について、一切の異議を述べることができないことに予め同意するものとします。</p> <p>【らくらく購入取引時の通知】 第8条 1 センターは、らくらく購入に関する以下の処理について、センター所定の方法によりお客様に通知します (センターが必要と認める場合には当サイトで告知する方法によります。)。</p> <p>(1) らくらく購入の利用登録完了 (2) らくらく購入の申込み内容変更完了 (3) らくらく購入の利用登録解除 (4) らくらく購入の購入処理前日の事前確認 (5) らくらく購入の購入処理完了 (6) らくらく購入の購入処理の不能又は中止 (7) らくらく購入の「継続」オプション継続意思確認 (8) らくらく購入の期間終了</p> <p>2 お客様は、センターから連絡可能なメールアドレスを登録・更新するものとし、センターは 第1項に定める 通知が届かないこと 又は当サイトでの告知をお客様が認識しなかったことにより お客様に生じた損害について、何ら責任を負いません。</p> <p>【らくらく購入の予約内容変更、解除】 第9条 1 お客様は、らくらく購入の購入処理実施前日まで、らくらく購入の申込み解除又は申込み内容の変更を行うことができます。 2 センターは、お客様が入力した 会員ID等 とパスワードが一致したことをもって、らくらく購入の申込み解除又は申込み内容の変更の依頼がお客様本人によってなされたものとみなします。</p> <p>【予約状況、購入履歴の表示】 第10条 1 センターは、公示済みのスポーツくじ販売開催回及びお客様によるらくらく購入の申込み内容を当サイトに表示します。 2 センターは、らくらく購入の購入処理を完了したスポーツくじの内容を当サイトの購入履歴に表示します。</p> <p>【サービスの変更、終了】 第11条 センターは、当サイトに一定期間告知することにより、らくらく購入を変更、終了又は中止することができるものとします。なお、センターは、本条に基づきセンターがらくらく購入を変更、終了又は中止したことによりお客様に発生した損害等について、一切責任を負いません。</p> <p>【死亡時のお取扱い】 第12条 センターはらくらく購入の申込み後にお客様が死亡した場合その他センターが必要と判断した場合、お客様若しくはお客様の相続人によるらくらく購入の利用を終了させることができるものとします。</p> <p>【免責】 第13条 1 センターがらくらく購入に関連してお客様に発生した損害に対して責任を負う場合においても、センターは、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害について、一切責任を負いません。 2 本規約はお客様に予告することなく変更されることがあります。また、センターは、当該変更によりお客様に発生した損害について、一切責任を負いません。</p> <p>制定 平成25年2月 最終改定 2023 (令和5)年1月1日</p>	<p>行います。</p> <p>2 センターは、らくらく購入の購入処理時において、何らかの理由でお客様の指定決済手段による決済処理を行うことができなかった場合 _____、らくらく購入による購入に係る当該くじ販売開催回に関する すべての _____ スポーツくじチケットの購入手続きを行わないものとします。 _____</p> <p>3 お客様は、第1項の定めに基づく購入の結果 及び第2項に定める取扱い _____ について、一切の異議を述べることができないことに予め同意するものとします。</p> <p>【らくらく購入取引時の通知】 第8条 1 センターは、らくらく購入に関する以下の処理について、センター所定の方法によりお客様に通知します _____。</p> <p>(1) らくらく購入の利用登録完了 (2) らくらく購入の申込み内容変更完了 (3) らくらく購入の利用登録解除 (4) らくらく購入の購入処理前日の事前確認 (5) らくらく購入の購入処理完了 (6) らくらく購入の購入処理 不能 _____ (7) らくらく購入の「継続」オプション継続意思確認 (8) らくらく購入の期間終了</p> <p>2 お客様は、センターから連絡可能なメールアドレスを登録・更新するものとし、センターは _____ 本通知が届かないこと _____ により お客さまに生じた損害について、何ら責任を負いません。</p> <p>【らくらく購入の予約内容変更、解除】 第9条 1 お客様は、らくらく購入の購入処理実施前日まで、らくらく購入の申込み解除又は申込み内容の変更を行うことができます。 2 センターは、お客様が入力した Club toto 会員ID又はニックネーム とパスワードが一致したことをもって、らくらく購入の申込み解除又は申込み内容の変更の依頼がお客様本人によってなされたものとみなします。</p> <p>【予約状況、購入履歴の表示】 第10条 1 センターは、公示済みのスポーツくじ販売開催回及びお客様によるらくらく購入の申込み内容を当サイトに表示します。 2 センターは、らくらく購入の購入処理を完了したスポーツくじの内容を当サイトの購入履歴に表示します。</p> <p>【サービスの変更、終了】 第11条 センターは、当サイトに一定期間告知することにより、らくらく購入を変更、終了又は中止することができるものとします。なお、センターは、本条に基づきセンターがらくらく購入を変更、終了又は中止したことによりお客様に発生した損害等について、一切責任を負いません。</p> <p>【死亡時のお取扱い】 第12条 センターはらくらく購入の申込み後にお客様が死亡した場合その他センターが必要と判断した場合、お客様若しくはお客様の相続人によるらくらく購入の利用を終了させることができるものとします。</p> <p>【免責】 第13条 1 センターがらくらく購入に関連してお客様に発生した損害に対して責任を負う場合においても、センターは、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害について、一切責任を負いません。 2 本規約はお客様に予告することなく変更されることがあります。また、センターは、当該変更によりお客様に発生した損害について、一切責任を負いません。</p> <p>制定 平成25年2月 最終改定 2020 (令和2)年1月</p>